

テーマ：「電子帳簿等保存制度の見直し（電子取引について）」

令和3年度に電子帳簿保存法が改正され、法人及び個人事業者が令和4年1月1日以降に電子取引を行った場合には、その取引情報を電子データで保存することが義務化されました。

1. 電子取引の例示

- (1) 電子メールで受領した、請求書や領収書等（PDFファイル等）
（電子メール本文に取引情報の記載がなければ、電子メール自体を保存する必要はありません）
- (2) ウェブサイトからダウンロードした、請求書や領収書等
- (3) クラウドサービスを利用して授受した、次の書類
 - ①電子請求書、②電子領収書、③クレジットカードの利用明細データ、④交通系ICカードによる支払データ、⑤スマートフォンアプリによる決済データ等
- (4) EDIシステムを利用して授受した、電子請求書や電子領収書等
- (5) ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機で授受した、請求書や領収書等
- (6) DVD等で受領した、請求書や領収書等

尚、これらは従業員が経費の立替として利用した場合を含みます。

2. 電子取引の電子データによる保存方法

次の要件を満たして保存しなければなりません。

真 実 性	次に掲げる いずれか の措置を行うこと ① タイムスタンプの付与 ② 事務処理規定を定め、訂正及び削除を防止又はその履歴が確認できること
可 視 性	次に掲げる すべて の措置を行うこと ① パソコン、プリンタ等の操作マニュアルの備付け ② 自社開発プログラムを利用している場合は処理システムの概要書の備付け ③ システムの利用又はエクセルなどで管理表を作成するほか、電子データのファイル名などで検索（取引年月日、取引金額及び取引先など）可能な状態にすること （基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者については不要です）

尚、データ改ざんによる偽装隠蔽行為が行われた場合には、その申告漏れに係る重加算税が10%加算されます。

上記の詳細は、国税庁「電子帳簿保存法 Q&A【電子取引関係】」にて確認できます。
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf>